諮問番号:平成30年度諮問第41号答申番号:平成30年度答申第38号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨 請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているも のと解される。
 - (1) 厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は、憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低生活」を保障していない。
 - (2) 要保護者の需要とはかけ離れた統計データの恣意的抽出ないし分析を行った結果、保護基準は、「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」には到底満たない内容となっている。そのため、保護基準は、法第1条、第3条並びに第8条第1項及び第2項に違反する。
- 2 処分庁の主張の要旨

保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、保護基準が憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低生活」を 保障していないから、保護基準により算定された原処分は違法又は不当である と主張する。しかしながら、法令の適用違憲については、違憲立法審査権が与 えられていない審査庁の権能に照らし、判断することはできないから、請求人 の主張を採用することはできない。
- 3 請求人は、保護基準は、「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」には到底満たない内容であり、法第1条、第3条並びに第8条第1項及び第2項に違反する。しかしながら、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであ

り、社会保障審議会生活保護基準部会における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていることから、法に違反していると認められるような特段の不合理な点があるということはできず、請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には 理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年1月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同月23日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を 基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補 う程度において行うものとされている(法第8条第1項)。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費(第1類)と世帯共通的な経費(第2類)の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示され、年齢によって生じる需要の差は第1類に、冬季加算は世帯共通的な経費として第2類においてそれぞれ考慮されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣 の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や 社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏 まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、保護基準は憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低生活」を保障しておらず、また、保護基準が「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの」には到底満たない内容であり、法第1条、第3条並びに第8条第1項及び第2項に違反することから、保護基準に基づいて行われた原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、今回決定された基準生活費の内容は、国民の消費動向や社会 経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、 所定の手続を経て定められたものであり、基準生活費が健康で文化的な生活水 準を維持するに足りるものであるかどうかについて裁量権を有する厚生労働大 臣の判断には看過し難い不合理な点はないから、保護基準の改定に伴い当該保 護基準(改定後の経過措置を含む。)に定める基準生活費を適用して行われた 原処分が違法又は不当であるということはできない。よって、請求人の主張は 採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審

理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄 却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを 是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員 (会長)	岸	本	太	樹
委 員	中	原		猛
委 員	八	代	真 由	美